

岩手県告示第231号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第834号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和4年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市南西部（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- 2 実施した期間 令和3年12月20日から令和4年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 出来形確認測量